

## 4 介護しながら 働ける？

えっ！  
お母さんが倒れた？  
どうしたらいいの？



法律で介護に関する様々な  
措置が定められています！



介護休業は法律で定めら  
れた権利です。  
通算 93 日まで休めます！

②

でも介護休業の後は、  
どうしたらいいのかしら？



介護休業以外にも、法律上、様々な支援制度があります。

④

「介護休暇」は年 5 日、半日単位でも取得できます。  
(対象家族 2 人以上なら 10 日)  
【育介法 16 条の 5】  
(勤続 6 か月未満、週 2 日以下勤務などの  
場合は対象外となることも。)  
その他、残業時間数の制限なども！  
(右ページ参照)



## 1 介護休業って、法的な権利なの？

介護休業とは、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（要介護状態）にある対象家族（後述(2)）を介護するためにする休業です【育介法2条2号】。

使用者は、申出を拒むことはできません（原則、2週間前までに申出が必要）。

### (1) 介護休業が取れる人は？【育介法11条1項、12条2項】

- ・無期労働契約の場合は、原則として全員取得できます。
- ・有期労働契約であれば、次の両方の要件を満たす場合に取得できます。
  - ①同一の使用者に引き続き1年以上雇用されていること。
  - ②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと。
- ・労使協定で除外規定（「勤務1年未満」など）があれば、介護休業を取得できない場合があります。

### (2) 介護休業の対象家族とは？【育介法2条】

- ・配偶者（事実婚含む）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母が対象です。

### (3) 介護休業の取得の回数や期間は？【育介法11条】

- ・対象家族1人につき3回を上限として、通算93日まで取得できます。

## 2 介護休暇とは？

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日まで）介護その他の世話をを行うための休暇が取得できます。

使用者は、申出を拒むことはできません。半日（所定労働時間の2分の1）単位（※）での取得も可能です【育介法16条の5、16条の6】。

※【令和3年1月1日から】時間単位での取得も可能になりました。詳細はP18参照。

ただし、「勤続6か月未満」、「週2日以下勤務」など、労使協定で除外規定があれば、取得できない場合があります。

## 3 「介護休業」、「介護休暇」以外の支援制度はあるの？

「所定労働時間の短縮措置」以外は、何回でも利用できます。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りではありません。

制度名	制度の概要	法の根拠等
時間外労働の制限	家族を介護する労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間に時間外労働が制限されます。	育介法18条
深夜業の制限	家族を介護する労働者が請求した場合、深夜業が制限されます。	育介法20条
所定外労働の制限	家族を介護する労働者が請求した場合、介護終了までの期間、所定労働時間を超える労働が制限されます。	育介法16条の9
所定労働時間の短縮措置	使用者は短時間勤務、フレックスタイム、時差出勤の制度等を利用開始から3年の間で2回以上利用できる措置を講じなければなりません。	育介法23条3項

※なお、「勤続1年未満」、「週2日以下勤務」等の労働者は、労使協定により利用できない場合があります。（不利益取扱いの禁止、休業中の収入や保険料負担については、P9参照）